

平成24年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成24年2月29日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 矢野 隆行  | 2 番 梶山 幾世  |
| 3 番 井狩 辰也  | 4 番 市木 一郎  |
| 5 番 高橋 繁夫  | 6 番 奥村 治男  |
| 7 番 中島 一雄  | 8 番 丸山 敬二  |
| 9 番 西本 俊吉  | 10 番 坂口 哲哉 |
| 11 番 立入三千男 | 12 番 太田 健一 |
| 13 番 野並 享子 | 14 番 小菅 六雄 |
| 15 番 田中 孝嗣 | 16 番 三和 郁子 |
| 17 番 鈴木 市朗 | 18 番 内田 聡史 |
| 19 番 田中 良隆 | 20 番 河野 司  |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                    |       |         |        |
|--------------------|-------|---------|--------|
| 市 長                | 山仲 善彰 | 教 育 長   | 南出 儀一郎 |
| 政策調整部長             | 東郷 達雄 | 総 務 部 長 | 竹内 睦夫  |
| 市 民 部 長<br>(危機管理監) | 中島 宗七 | 健康福祉部長  | 富田 久和  |
| 都市建設部長             | 橋 俊明  | 環境経済部長  | 山本 利夫  |
| 教 育 部 長            | 新庄 敏雅 | 政策調整部次長 | 田中 利昭  |
| 総 務 部 次 長          | 井狩 重則 | 広報秘書課長  | 寺田 実好  |
| 総務課長補佐             | 竹中 宏  |         |        |

出席した事務局職員の氏名

|         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| 事 務 局 長 | 岡野 勉  | 事 務 局 次 長 | 佐敷 政紀 |
| 書 記     | 三上 忠宏 | 書 記       | 中原 正隆 |

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 平成24年度施政方針及び教育方針について
- 第5 報告第1号及び報告第2号  
(委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めること  
について)他1件)
- 第6 議第1号から議第36号まで一括上程  
(平成24年度野洲市一般会計予算 他35件)  
提案理由説明
- 第7 請願第1号  
(環太平洋経済連携協定交渉(TPP)に関する意見書の提出を求め  
る請願書)  
紹介議員説明
- 追加日程第1 決議第1号  
(坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議(案))  
提出者説明、質疑、討論、採決

## 市長提出議案

- 報告第 1号 委任専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 報告第 2号 委任専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 議第 1号 平成24年度野洲市一般会計予算
- 議第 2号 平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 3号 平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 4号 平成24年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 5号 平成24年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 6号 平成24年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第 7号 平成24年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

- 議第 8号 平成24年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 9号 平成24年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 10号 平成24年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 11号 平成24年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 12号 平成23年度野洲市一般会計補正予算(第6号)
- 議第 13号 平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 議第 14号 平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)
- 議第 15号 平成23年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 16号 平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 17号 平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第2号)
- 議第 18号 「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議第 19号 野洲市景観条例
- 議第 20号 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例
- 議第 21号 野洲市印鑑条例等の一部を改正する条例
- 議第 22号 野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例
- 議第 23号 野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 24号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 25号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 26号 野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第 27号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 28号 野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例
- 議第 29号 野洲市図書館条例及び野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改

## 正する条例

- 議第 30号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 31号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第 32号 野洲市下水道条例の一部を改正する条例
- 議第 33号 野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議第 34号 財産の取得について（（仮称）野洲第3こども園建設用地）
- 議第 35号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 議第 36号 市道路線の認定及び廃止について

開議 午前9時00分

### 議事の経過

（開会）

○議長（田中良隆君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。ことし初めて本会議場で皆さんの顔が揃うわけでございますが、いわゆる3月議会、予算中心に多くの議案が提出されております。それぞれの立場で、野洲市のため、そしてまた市民のための議論を十分に深めていただきたいと思います。それでは、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第1回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

（日程第1）

○議長（田中良隆君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に、平成23年第7回野洲市議会定例会において可決されました、大津地方法務局守山出張所の廃止に反対する意見書ほか5件につきましては、平成23年12月20日付をもって、内閣総理大臣を初め関係方面に提出をしておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会員規則第122条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告いたします。なお、

派遣の詳細については、お手元に配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、第9番西本俊吉君、第11番立入三千男君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの27日間にしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月26日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第4)

○議長(田中良隆君) 日程第4、平成24年度施政方針及び教育方針について、市長、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。まず、施政方針について。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。平成24年第1回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には全員ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

平成20年10月末に市政をお預かりいたしまして、3年4カ月が過ぎました。この間、マニフェスト「もっと野洲21計画」に掲げました政策と、財政健全化集中改革プランで提案いたしました取り組みを着実に進めてまいりました。マニフェストの実現に向けてロードマップを策定し、定期的な進捗管理を行いながら、早期実現に取り組んでまいりました。その結果、既にご報告いたしましたとおり、3年間の実績といたしましては、134事業のうち117事業が完了もしくは予定どおり進行しており、おおむね及第点と言って差し支えないと思っております。

また、平成22年度、23年度を対象期間とした財政健全化集中改革プランでは、市民皆様のご理解とご協力により、年間6億3,400万円の経費削減等を行い、これにつきましても、おおむね達成できたものと考えております。これにより、財政状況は依然厳しいものの、危機的状況は回避できたものと考えております。この間、学校の耐震化と大規模改修、学童保育所の倍増、特別支援教育の充実、児童虐待防止体制と取り組みの充実、ものづくり経営交流センターの創設、コミュニティバスの直営化と路線拡大、在宅療養手帳の運用、野洲駅前土地の買収、総合防災センターの整備、クリーンセンターの更新など、むしろ多くの積極的な施策展開が図れました。これも、市民及び議員の皆様方のご理解、ご協力と、職員の働きによるものであります。心よりお礼申し上げます。

さて、新年度の予算編成につきましては、財政健全化集中改革プランの検証結果を反映するとともに、昨年12月に改定いたしました市の総合計画の実現を目指して、予算編成過程における情報を積極的に提供し、徹底した透明性の確保に努め、市民の皆さんにもご参画いただきながら作業を進めてまいりました。本市の財政状況はもとより、それに影響する国の財政や世界経済の状況は依然として厳しさを増していますが、市政の課題を直視し、着実に解決しながら、市民の安心を守ることを核として、野洲の元気と安心をつくる予算案をまとめることができたと思っております。

特に、子どもから高齢者まで切れ目のないサービスのきめ細かな充実に努めるとともに、市民の皆さんが安全で安心した生活ができるよう、また、町の発展と雇用の確保も重要視し、治水、公園、道路などの基盤整備の推進にも重点を置きました。ただし、後期高齢者医療保険及び介護保険の料金に関しましては、国等の制度変更に加え、高齢者の増加に伴うサービス増加が見込まれるため、最低限の値上げを余儀なくされました。このようなツケ払い的な対応を続けると、保険残って市民なしとなる恐れがあります。今後、国レベルも含めて真剣な対応が必要と考えております。

さらに、組織体制面では、政策課題である駅周辺等の活性化への取り組み、中核的医療機関の新たな整備の可否、貴重な資源である琵琶湖湖辺域の保全と利活用などの調査、検討を強力に進めるために、企画調整課に課内室として地域戦略室を設置いたします。また、施策の効果的な遂行と組織の簡素化を目的に、青少年育成課を廃止し、その業務を子ども家庭課と生涯学習スポーツ課に移管いたします。

本日、ここに平成24年度一般会計予算を初めとする重要諸案件を提案させていただきますが、ご審議をお願いするに当たりまして、新年度予算に関連する主要施策を申し上げ、

議員の皆様を初め、広く市民のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、以下、平成24年度予算概要の説明を申し上げます。

一般会計の予算規模は199億6,400万円となり、前年度当初予算と比較しますと12億5,200万円、率にして6.7%の増額となりました。予算規模が大きく伸びた主な要因は、平成24年度末に完成を予定している総合防災センター整備事業及び東消防署の移転新築事業、小学校の耐震化整備事業、さらに旧分庁舎を利活用した情報交流会館整備事業といった、投資的経費の伸びによるものです。このうち、平成23年度に耐震化を進めていた篠原小学校につきましては、教室等の施工不良により建築工事費を繰り延べたことが伸び率を押し上げる一因となっております。また、財源不足への対応といたしましては、財政調整基金から4億7,000万円を取り崩すことといたしました。

それでは、改定した第1次野洲市総合計画に基づく6つの基本目標に沿って、新規施策を中心にご説明いたします。

まず、「豊かな人間性をはぐくむまち」では、安心して子どもを産み、育てることができる支援対策として、新たに子育て短期入所生活援助、ショートステイ事業や、子育て夜間養護等、トワイライトステイ事業に取り組み、一時的に児童を家庭で養育することができなくなった場合の支援を行います。また、平成27年度を目標年とする野洲市幼保一元化計画の第一歩として、野洲第3こども園の整備により、待機児童の一層の解消を図ります。さらに、学童保育所倍増計画の達成による施設の充実により、小学校全学年を対象とした待機児童の完全解消を実現してまいります。ただし、このための運営費が約3億4,000万円となり、一般財源からの持ち出しが約2億円となっており、持続可能な運営に向けて今後、利用者も交えた検討も必要と考えております。

学校の施設整備関係では、これまで整備がおこなっていた学校施設の耐震化を進めてまいりました。工事施工の問題により工事がおこなわれている篠原小学校を除き、23年度にはすべての学校施設の耐震化が完了いたします。なお、篠原小学校に関しましても工事を再開し、完了工程をお示ししております。また、24年度中にはすべての学校への空調設備整備も完了予定です。今後は学校施設の増改築、体育施設の整備等に着手し、より安全・安心で機能的な学習環境を確保してまいります。

教育の振興では、すべての子どもたちが元気にいきいきと学ぶことができる元気な学校の創造の実現を目指し、市民に信頼される学校づくりに取り組みます。また、学校の喫緊の課題である特別支援教育や不登校児童、生徒の支援態勢の充実を図りつつ、学校、家庭、

地域の三者連携のもとで教育力向上につなげてまいります。

「人とひとが支え合うまち」では、市民の健康とだれもが安心して暮らせるまちづくりを目指し、現在検討を進めています市民への医療サービスの提供のあり方について、具体的な検討を進めます。また、知的または精神に障がいのある人の地域移行を推進するためのグループホーム整備支援や、重症心身障がい児者への通所支援の充実策として、強度行動障がい者通所特別加算など、市独自の障がい者支援を新しく盛り込んでおります。

次に、防火防災対策では、東日本震災の教訓を生かした防災センターの整備を図るとともに、原子力災害を想定した対応等、本市の防災体制や災害発生時の対応を定める地域防災計画の見直しを行います。

「地域を支える活力を生むまち」では、地域の商工業の発展と雇用の確保を目指すための支援として、東京大学と連携して、高度な知識や技能を持つ人材をものづくり経営インストラクターとして養成し、生産性や利益率の向上に取り組む中小企業の要望に応え、経営改善支援を引き続き進めてまいります。

農林漁業の振興支援では、本市の豊富な農水産物を、学校給食や市内の事業所にある食堂で消費拡大していただくためのシステムを構築することにより、地産地消を推進するとともに、将来の地域農業を支える担い手育成の一環として、新しく就農する青年層を対象に支援を行ってまいります。さらに、生活の自立及び就労を希望する市民に対して、関係機関と連携のもと、専門的な知識を持ったパーソナルサポーターが寄り添いながら、当事者の指導・支援を行います。

「美しい風土を守り育てるまち」では、生活と環境を守る基本的なサービスとして、家庭から出るごみ処理を適正に進めるために、耐用期限を迎えているクリーンセンターにかわる新しい施設の整備を進めます。この実現には、立地をご了承いただきました地元のご理解とご協力を得つつ、熱エネルギーの再利用もあわせ、環境に配慮した施設整備を進めてまいります。平成28年度操業に向けて、生活環境影響調査や造成工事の設計に着手をいたします。

「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、平成23年度に改定いたしました総合計画との整合性を図るとともに、市民の視点からの土地利用と移動性の確保のあり方を考えることを目的に、国土利用計画の見直しと交通ネットワークの検討を行います。また、快適な都市環境と活力のある町づくりに向けて、旧分庁舎を利活用した仮称・情報交流会館の整備を行います。機能としては、図書館分館機能を移し、商工会や工業会、さらに文



化体育関連の各種団体による利活用によって、北部市街地のにぎわいづくりを進めます。また、高齢者の外出支援や市民の移動性の向上を図るため、乗り継ぎ制度の導入など、市民のニーズに合ったコミュニティバスの効果的な運行と路線拡充を行います。

「市民と行政がともにつくるまち」では、特に野洲駅周辺の再整備に当たっては、中心市街地として機能的で魅力ある拠点としての整備を目指し、専門家や市民の皆さんから幅広く公開でご意見をいただきながら、検討を進めてまいります。また、自治会活動の支援や地域コミュニティの拠点となる各コミュニティセンターを、より身近で親しみのある施設となるよう地域主体の管理運営を進めてまいります。

最後に、私のマニフェストに掲げておりますとおり、住みよいまちは私たちの元気と安心の源であります。市民がまちを育て、まちが市民を育てるという考えのもと、市民の皆様の積極的な参加と協働により、徹底した透明化と建設的な政策づくり、そして、その実現による新しい形のまちづくりを進めてまいります。

今後とも、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、平成24年度予算審議の議会の冒頭に当たりまして、私の施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（田中良隆君） 次に、教育方針について。

教育長。

○教育長（南出儀一郎） おはようございます。それでは、平成24年度野洲市の教育方針についてご説明を申し上げます。

まず、平成23年度の成果と課題についてでございますが、多くの教育課題に対応するため、平成23年2月に策定をいたしました野洲市教育振興基本計画のもと、意欲を持って学ぶ元気な学校・園の創造として、学校応援団事業等に取り組み、生きる力を育て、元気な児童・生徒をはぐくむことができました。また、生涯学習の面では、スポーツや芸術活動に市民参加を進め、自主的、創造的な活動を推進してまいりました。

課題といたしまして、児童・生徒が安心して学べる環境づくりとして、校舎の耐震化を継続して実施する必要があること及び児童増による校舎の増築、さらには耐震化が不要な施設につきましても、老朽化に対しての改修の必要性が出てきております。児童・生徒の学力向上を初め、知・徳・体の育成については、元気な学校づくりマスタープランに基づく、一人一人の豊かな学びや育ちを大切にする特別支援教育、不登校等の取り組みのさらなる推進などが挙げられます。また、住みよい地域づくりのための人権意識の向上や、ス

スポーツを通じた健康増進、文化・芸術活動において今までの活動を基盤に、市民協働の取り組みで一層の向上を図る必要があると考えます。

次に、平成24年度の教育方針でございます。

本市は豊かな自然と歴史遺産や伝統文化に恵まれたまちであり、この風土を大切にした生涯学習のまちづくり、人づくりを目指します。そのために、野洲市の教育方針のコンセプトを、郷土に根ざして世界に羽ばたく人づくりとし、大人も子どもも夢や志を持って生きることができる教育を進めます。

野洲市の教育振興基本計画では、「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学び合う、まちづくり・ひとづくり」を基本理念に掲げており、これの実現を目指し、子どもたちの生きる力を育て、学校・園を含めた地域の教育力を高め、互いが学び合う生涯学習のまちをつくるために、取り組みを積極的に進めてまいります。また、学校と地域とが一つの目標を共有し、連帯を深め、協働して子どもたちの育成に取り組むことができ、元気な学校づくり、児童・生徒の学力や知力を高め、さらには地域の教育力の向上につながります。

平成24年度においては、野洲市の教育課題を踏まえ、将来の明るい展望を持つ教育行政の推進のために、次の6つを柱として施策を展開いたします。その具体的な取り組みをご説明申し上げます。

まず、「元気な学校・園の創造」でございます。子どもの教育において、教師が元気を出していきいきと活動することは、子どもの元気と意欲、学力の向上へとつながり、その後の人づくりに直結いたします。そのために、元気な学校づくり事業を継続して実施いたします。また、平成23年度より、市内1小学校にて始めた地域との協働で学校を支援する学校応援団事業については、24年度においては3校に拡大していきます。

学習面では、新学習指導要領のもと、生きる力の育成と人権・命を大切にする教育を進めます。また、情報、ICT教育につきまして、子どもたちが意欲的に取り組み、情報活用能力をつけていくための支援をいたします。読書は、単に知識を得るためだけではなく豊かな人生を送るための栄養となり得るものと言われ、充実した言語活動の中で子どもたちが豊かな感性を得る上で極めて重要です。そのために、図書館で学校・園用の貸し出しセット、出前コンテナを用意するなど、学校・園と図書館との連携を一層深めてまいります。特別支援教育の推進態勢の強化を図るため、各学校に特別支援教育指導員や支援員の配置をします。また、平成23年度においては3校に特別支援教育コーディネーターマネジメント加配を配置してきましたが、24年度においても継続して配置し、全教職員の研

修の進化と相まって、特別支援教育の充実を目指します。昨年3月11日には多数の尊い人命が失われた東日本大震災が発生いたしました。これを契機に、みずから学びみずから考えるという生きる力を育てる一環として、防災教育の取り組みについて充実・強化をいたします。

2つ目といたしまして、「安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり」についてでございます。子どもたちの豊かな心を育むためには、安心して学習できる学びの環境を整備する必要があります。これまで、平成21年度に策定いたしました教育施設の耐震化計画に基づき、小・中学校の校舎、体育館の耐震化工事や、大規模改修工事を計画的に進めてまいりました。平成25年度でのすべての完了を目指して、平成24年度においても引き続き取り組みを進めます。また、児童数の増加に対応するため、祇王小学校では校舎増築工事を、そして、野洲北中学校では平成25年度での建設をにらみ、武道場の設計をそれぞれ平成24年度において実施をいたします。幼稚園におきましては、祇王、北野両園にて遊戯室及び保育室の増築を行います。さらには、空調機器整備計画に基づきまして、年度内での取りつけ工事の完了と使用の開始を目指して、市内全小・中学校で空調機器の整備を行います。

子どもの居場所づくりについては、学童保育所の施設整備が完了したことにより、平成24年度からは放課後子ども教室を全廃し、学童保育所に一元化して保育を始めることとなります。地域におきましては、地域教育協議会を中心として、地域に密着した子どもの居場所づくりを、地域との協働により進めていきます。子どもが安心して学校・園生活を過ごすために、いじめ、虐待等の防止や早期発見に向けて家庭、学校、園、地域が協力して安心・安全な教育環境をつくります。また、教育相談活動を通じて不登校など、悩みを抱える子ども、保護者に対する支援を充実したいと考えます。

3番目といたしまして、「人権を尊重するまちづくり」についてでございます。人権を尊重する野洲市の実現のためには、基本的人権を大切し、お互いが認め合い、尊重し合い、お互いのよいところを探し、ともに伸ばすまちづくりという観点が重要です。野洲市まちづくり基本条例に基づき、就学前の子どもから大人まで、学校・園の教育や社会教育を通じて、人権の尊重と人権文化の創造に向けて実践や研修、啓発を進めます。学校・園では、心に響く道徳資料の開発やボランティア活動などの体験活動に取り組み、道徳教育を充実いたします。また、基本的な生活習慣の育成、規範意識や困難を克服する力、正義感、そして実践意欲や態度などの向上に努めます。

4つ目といたしまして、「生涯学習と生涯スポーツの充実について」でございます。本市では、多くの市民が活発な生涯学習活動を行っており、学びに対する関心は高いものがあり、このような活動は、いつまでも健康で心豊かな人生を送るためには大切なことでもあります。これからの生涯学習は、個人やサークルとしての趣味、教養の学習だけではなく、地域住民として、環境問題を初めさまざまな今日的課題や地域課題について学習し、コミュニティセンターと連携を図りながら、その成果を地域へと生かしていきます。

生涯学習の充実につきましては、競技力の向上を図るとともに、ニュースポーツの普及や総合型スポーツクラブの支援、子どもの体力向上に向けた取り組みを進め、市民が気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図ります。平成24年度から2カ年をかけて、これからの市における生涯学習のあり方の指針となります、生涯学習振興計画の策定に着手いたします。また、平成22年度から使用を休止し、平成23年度において改修工事を実施した中主B&G海洋プールにおいては、この夏より使用を再開いたします。

5つ目といたしまして、「文化遺産の継承と豊かな文化の創造」でございます。豊かな自然、伝統文化や文化遺産に触れることは極めて重要であります。これらを今後も大切に育てながら、自然と文化遺産を生活の中で生かすという工夫が必要であります。それぞれの地域に存在する文化財については、市民がこれを地域の宝物としてとらえ、みずから守る、子どもたちに伝えていくという地域での活動が大切です。このため、既に学校や地域子ども教室等で実施されている取り組みについては、地域との一層の連携を深め、その充実に努めます。

歴史民俗博物館は、文化遺産の継承にとって拠点となる施設です。平成24年度では、昭和37年に大岩山で10個の銅鐸が発見されて50年となることを記念して、企画展を計画しております。また、まちかど博物館などを実施し、貴重な文化遺産を紹介することにより、文化財に対する市民意識の向上を図ります。発表や鑑賞をする機会を通じて、絵画、書、音楽など、地域での芸術・文化サークル、団体の活動が一層活発になるように努め、野洲の文化の発展、創造に努めます。また、子どもたちが日本の伝統文化に触れる機会を設けるため、引き続き国の制度活用に努め、その理解を進め、感性豊かな心の高揚を図ります。

最後に、「教育委員会の活性化」についてであります。教育委員会のあり方については、市民にわかりやすく、親しみのある教育委員会にしていくためには、教育関係者等からさまざまな意見を聞き、本市の教育の姿を家庭、学校、園、地域、企業等が共有することが

大切です。そのために、市のホームページやコミュニティセンターにおいて、市民の皆さんに積極的に情報を伝えます。本市の教育の現状を多くの市民がともに知り、理解するために、11月1日の野洲市教育の日になみ、平成24年度におきましても、市民と教育委員会が本市の教育のあり方等について語り合う懇談会を2地区に分けて開催するなどして、今後も市民との対話による教育行政を展開いたします。平成23年度に設置しました評価委員会におきまして、教育振興基本計画の進行についての点検、評価を受け、教育委員会が進行管理を行いながら、計画年度である平成27年度までの諸施策の効果的な推進に努めてまいります。

以上、平成24年度の教育方針の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

(日程第5)

○議長（田中良隆君） 日程第5、報告第1号及び報告第2号、委任専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについて、ほか1件につきまして、市長より報告を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） まずは、平成24年第1回野洲市議会定例会に提案いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項として委任専決処分2件、議決案件としまして平成24年度予算11件、平成23年度補正予算6件、条例の制定3件、条例の一部改正13件、その他3件の合計36件につきましてご審議をお願いいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告第1号委任専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成24年1月10日、市道野洲中央線と県道野洲停車場線の交差点において発生した、公用車による原動機付自転車への接触事故に対し、相手方と和解をし、市の賠償額を3万2,804円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号委任専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成23年8月26日、市道大篠原開拓線において発生した、公用車による車両接触事故に対し、相手方と和解をし、市の賠償額を18万2,490円と定めるものであり、地方

自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告といたします。

(日程第6)

○議長(田中良隆君) 日程第6、議第1号から議第36号まで、平成24年度野洲市一般会計予算ほか35件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(岡野勉君) 皆さん、おはようございます。それでは、議件の朗読をさせていただきます。議第1号平成24年度野洲市一般会計予算ほか予算10件、議第12号平成23年度野洲市一般会計補正予算(第6号)ほか補正予算5件、議第18号「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例ほか条例制定2件、議第21号野洲市印鑑条例等の一部を改正する条例ほか条例改正12件、議第34号財産の取得について((仮称)野洲第3こども園用地)ほかその他2件。

以上であります。

○議長(田中良隆君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、続きまして議第1号平成24年度野洲市一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成24年度当初予算につきましては、国内外の経済状況に明るい要素はほとんどなく、本市の税収も大きな減収見込みとなっております。そうした中で、平成22、23年度の2カ年の財政健全化集中改革プランの期間が満了いたします。一部、プラン前の条件に戻したものもありますが、プランによる財務体質の改善を継続し、基本的には市民サービスを低下させることなく、緊急かつ重要度の高い事業に取り組む予算が組めたものと考えております。また、懸案事項となっておりますクリーンセンターの更新事業につきましても、先般、大篠原自治会の臨時総会で立地のご承認をいただき、具体的な整備に向けた予算を盛り込むことができました。一方、議員各位には、平成24年度におきましても引き続き期末手当の削減に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

平成24年度一般会計歳入歳出予算の総額は199億6,400万円で、対前年度当初比

で12億5,200万円、6.7%の増となっております。

次に、債務負担行為につきましては、後年度にわたり実施する事業として野洲駅周辺整備事業のうち、道路整備事業のほか3件を計上しております。

次に、地方債につきましては、小学校の増築及び耐震整備、防災センター整備事業などを初め、臨時財政対策債などの合計で28億4,860万円の限度額を設定しております。

続きまして、予算の概要につきましては、別冊の平成24年度予算資料に基づきご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、予算資料の10ページをご参照ください。先ほどの施政方針で触れました以外のところを中心に説明いたします。

まず、「豊かな人間性をはぐくむまち」では、地域全体で学校教育を支援する体制を強化するため、学校応援団事業の拡充を図ります。

次に、「人とひとが支えあうまち」では、障がい者福祉の充実の一つとして、知的障がい児等宿泊訓練事業補助金を創設いたします。また、保健事業では、24年度も引き続き女性特有のがん及び大腸がん健診の無料クーポン券を配布いたします。

「地域を支える活力を生むまち」では、就労困難者に対し、一時的に就労体験の場を提供する支援事業に取り組みます。また、緊急経済対策分の利子補給制度を市単独事業として延長し、景気低迷が続く中で中小企業の支援を継続します。

次に、「美しい風土を守り育てるまち」では、里山の保全のための管理及び整備により、景観の保全、林業の活性化、水源・水質の保全を図ります。

「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、国土利用計画の見直しに合わせ、都市計画区域の整備方針等の整合を図るため、都市計画マスタープランも見直します。また、野洲駅及び篠原駅の周辺整備事業の推進などにより、快適な居住環境とにぎわいの確保に努めます。

最後に、「市民と行政がともにつくるまち」では、開かれた議会の一環として、野洲市議会本会議のインターネット中継を導入いたします。

一方、歳入につきましては資料の4ページをごらんください。

まず、市税では、総額で対前年度当初予算比4億円余り、5.2%の減となっております。

また、繰入金につきましては、歳出予算に必要な財源を補うため、財政調整基金4億7,000万円のほか、公共施設等整備基金から1億円を繰り入れるものです。

以上、平成24年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第2号から第10号までの特別会計予算については、主な会計についてご説明申し上げます。予算資料の1ページをごらんください。

まず、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、保健給付費の伸びを対前年度比2.6%で見込むとともに、国民健康保険税を据え置く予算としております。対前年度当初比2.7%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度当初比15.5%の増であります。滋賀県後期高齢者広域連合では、平成24年、25年度の第3期の保険料率について、平均9.94%の引き上げを決定しており、これに当市の被保険者数の増加見込みを勘案し、納付金総額は対前年度比16.0%の増となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算につきましては、対前年度当初比4.1%の増となっております。平成24年度は、第5期介護保険事業計画期間の初年度で、計画に基づく介護保険料は、この後、条例改正を提案させていただきますが、基準額で12.8%増の月額4,950円で見積もっております。また、保険給付費では、介護報酬の見直し分と要介護認定者の増加により、前年度比3.6%の増を見込んでおります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、対前年度当初比38.0%の増となっております。主な増加要因としましては、公共下水道管渠築造費で、市三宅区画整理区域内の管渠築造工事の施工や、借換債の元金償還の増などによるものです。

次に、土地取得特別会計予算につきましては、野洲駅前のアサヒビール所有地の取得のために借り入れる地方債の利子の償還のみを計上したもので、対前年度当初比85.1%の減となっております。

続きまして、議第11号平成24年度野洲市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量では給水件数は1万8,400件、年間総配水量は773万4,350<sup>m</sup>。一日平均配水量で2万1,190<sup>m</sup>を予定しており、主な建設改良事業につきましては、配水管整備事業及び水源地整備事業を計画しております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益8億1,788万4,000円に対し、水道事業費用は8億916万円です。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億1,087万6,000円に対し、資本的支出は4億5,334万9,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億4,247万3,000円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留



保資金、消費税等資本的収支調整額で補てんするものです。

なお、平成24年度におきましては、比江水源地の拡張工事を計画しております。

次に、議第12号から議第17号までの、平成23年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。平成23年度2月補正予算案の概要をごらんください。

まず、一般会計補正予算第6号につきましては、8,300万8,000円を追加いたします。

債務負担行為の補正では、コミュニティバスについては来年度から1路線を拡充することから、準備の関係で、その分の運行業務委託の変更契約を本年度内に締結するため、予算措置をするものです。

また、新一般廃棄物処理施設の整備のための生活環境影響調査委託業務の変更や、東消防署及び防災センター施設整備事業の事業費の年度間調整を行うものです。

地方債の補正では、各種対象事業の精査等により、限度額の変更及び一部記載の廃止をするものです。

6ページをお開きください。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、財政管理費で減債基金へ5,000万円、公共施設等整備基金へ1億円、それぞれ積立金を増額するものです。

8ページの民生費では、保育所関係の決算見込みで、公立保育所の臨時職員賃金及び民間保育所の各種運営事業補助金をそれぞれ減額し、生活保護費で前年度精算による国庫負担金の返還金を追加しようとするものです。

11ページの衛生費では、一般廃棄物処理施設の更新整備に伴う生活環境影響調査について、地元との調整により年度間調整のための減額を行うものです。

12ページの労働費では緊急雇用創出事業で、また、農林水産業費では米粉スイーツ活性化事業で、それぞれの決算見込みにより、不用見込額を減額しようとするものです。

次に、13ページの土木費では、社会資本整備総合交付金の本年度決算額に合わせ、道路整備及び街路整備で事業の調整をし、総額では減額補正をするものです。

16ページの教育費では、篠原小学校校舎改築工事の施工不良の影響により、管理棟の施工年度を平成24年度に繰り延べすることとなったため、その工事関係経費を全額減額いたします。一方で、国の補助金の追加内示があったことに伴い、4小学校と中主、野洲

北両中学校の空調整備、及び祇王幼稚園遊戯室の増築工事関係経費を追加計上しようとするものです。

次に、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。2ページにお戻りください。

市税では、不況の影響等により個人所得が当初の予測を下回ったため、個人住民税4,500万円を減額する反面、たばこ税は予測を上回る需要があったことから4,700万円余りを増額いたします。

地方交付税の特別交付税では、過年度の実績等を踏まえた決算見込額により1億3,000万円を追加しようとするものです。

国庫支出金では、歳出で申し上げました、社会資本整備総合交付金及び安全・安心な学校づくり交付金の減額、空調関係の学校施設環境改善交付金の追加などの補正を計上しております。

財産収入では、実績に応じ、不動産売り払い収入を増額しております。

また、繰入金では、財政調整基金の取り崩しを3億2,000万円減額するとともに、下水道事業特別会計繰入金につきましては、流域下水道負担金の第6期の精算等により1億9,000万円余りの返還を受けるため、特別会計からほぼ全額を繰り入れようとするものです。

20ページをお開きください。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、7,777万9,000円を減額するものです。主な内容といたしましては、保険給付費の一般被保険者療養給付費においては、今年度の医療費の動向が比較的落ちついていることから2,985万9,000円を減額し、共同事業拠出金でも、高校連合会への拠出金の額が当初見込みより低額で決定される見込みであることから3,339万円を減額しようとするものです。

24ページをお開きください。次に、後期高齢者医療特別会計補正予算第3号につきましては、78万6,000円を追加するもので、保険基盤安定負担金の確定に伴い、同額を一般会計から繰り入れ、それを後期高齢者医療広域連合納付金として支払うものです。

26ページをお開きください。介護保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、470万5,000円を減額するものです。主な内容につきましては、介護認定システムの改修費用を追加し、保険給付費では、介護給付費等の所要見込額を精査したものです。

36ページをお開きください。下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、1億5,094万6,000円を追加するものです。

また、地方債の補正では、資本費平準化債について、使用料の増に伴い減額をするものです。

歳入では、流域下水道の第6期経営計画期間内の収支剰余金の精算、及び流域下水道の繰上償還による影響額の精算と合わせて、1億9,065万6,000円の精算還付金を計上いたしております。

歳出の主な内容につきましては、浄化センター維持管理負担金の決定見込額により2,000万円を減額し、歳入で説明いたしました精算還付金のほぼ全額の1億9,000万円を一般会計に繰り出すものです。

40ページをお開きください。土地取得特別会計補正予算第2号につきましては、1億412万円を減額するものです。主な内容につきましては、新クリーンセンターの整備予定地の地権者である大篠原生産森林組合との交渉の結果、土地の売却ではなく賃貸借による方向を示されているため、用地購入費及び買収関連経費の全額、1億112万円を減額するものです。

以上、一般会計各特別会計の補正予算の提案説明といたします。

議第18号「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画の区域内において、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、良好な環境の街区を形成するため、地区計画の区域内における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限を定めるものであります。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第19号野洲市景観条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲らしい良好な景観を守り、育て、次世代へ継承していくため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制、野洲市景観審議会等必要な事項を定めるものです。

なお、本条例は、野洲市景観審議会に関する規定については平成24年4月1日、その他の規定については平成24年6月1日から施行するものです。

議第20号野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く、水道の布設工事等を定める条例についてご説明申し上げます。

平成23年8月26日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、これにより水道法の一部が改正され、水道法

第12条第1項に規定される水道の布設工事並びに、同条第2項及び第19条第3項に規定される資格基準については、地方公共団体の条例で定めるものとされたことから、新たに条例を制定するものです。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第21号野洲市印鑑条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、外国人登録制を廃止し、外国人住民を日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えることにより、外国人住民の利便増進及び行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が平成24年7月9日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は同日の平成24年7月9日から施行するものです。

議第22号野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、水防法の一部が改正されたことから所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第23号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市コミュニティバスにおいて乗り継ぎ制度を創設することにより、利便性の向上を図るものです。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第24号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、委員報酬のうち中小企業金融審査委員会の委員報酬について、野洲市小規模企業者小口簡易資金の貸付申し込みが減少し、審議実績が減少していることから、報酬の金額、支払方法について見直しすることや、附属機関の委員報酬について幅広く市民の意見を求められるよう、報酬額の変更を可能とすることについて改正するものです。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第25号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

す。

本議案は、市長、副市長及び教育長の給料月額等について、野洲市財政健全化集中改革プラン終了後においても、財政健全化堅持のための取り組みとして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を8%減額するとともに、平成24年6月及び12月に支給する期末手当について、それぞれ10%減額するものであります。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第26号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、昨年まで行われた人事院勧告のうち、財政健全化集中改革プラン実施に伴い見送っておりました、55歳を超える職員に対する給与の定率減額及び給料表切りかえに伴う経過措置額を減額するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第27号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が昨年12月に公布されたことに伴い、改正を行うものです。主な内容につきましては、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大により県事業税が増収となり、市の法人市民税が減収となることから、この調整をするため、平成25年4月1日から県たばこ税の一部を市たばこ税に委譲しようとするものです。また、退職所得に係る個人住民税の税額控除を、平成25年1月1日以後の支払い分から廃止しようとするもの、東日本震災に係る雑損控除額等の特例の規定について所要の改正を行うものです。

なお、県から市へのたばこ税の一部委譲につきましては、2月の議会全員協議会でもご報告いたしましたとおり、たばこ消費量が低下基調にあり、税収が減少しているたばこ税を調整のために用いることの問題点、また、法人市民税が税収全体の中で大きな割合を占める本市のような自治体では、法人市民税の減収分をたばこ税の委譲で十分に補うことができないのではないかという制度的な問題があると考えられます。しかしながら、現時点では法も改正され、一定の固定的な財源確保に結びついていることから本議案を提案するものです。

議第28号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、言語機能改善等の支援が就学後においても重要であることから、

就学前児童を対象として実施している「ことばの教室」事業について、小・中学校に在籍する児童及び生徒についても対象者に追加することとしたものです。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第29号野洲市図書館条例及び野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、図書館法及び博物館法の一部が改正され、協議会委員の任命基準を地方公共団体の条例で定めるものとされたことから、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第30号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成24年度から3年間の介護保険料の保険料率の改定を行うもの、介護認定者数の増加に伴い、介護認定審査会の委員定数を25人以下から35人以下に引き上げるもの、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う介護保険料の改正により、所要の改正を行うものです。

なお、今回の介護保険料の基準額の引き上げは、第5期介護保険事業計画に合わせて、介護老人保健施設の整備等を行うことにより給付費が増大すること、また、介護報酬の見直しにより、保険給付額及び第1号被保険者の負担額が増加することが見込まれていることによるもので、1年間の保険料の基準額である第4段階では5万2,680円から5万9,400円に改定となります。

なお、介護保険料の算定に当たりましては、これまで積み立てた介護保険給付費準備基金と財政安定化基金の拠出金を当てながら、保険料の段階を8段階から10段階に見直しすることで引き上げ額の上昇を抑え、平均で12.8%の上昇となります。

本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第31号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、県が行う日野川改修事業に伴い廃止となった日野川近隣広場を別表より削除するものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第 3 2 号野洲市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が平成 2 3 年 1 1 月 1 日に施行され、1・1-ジクロロエチレンの基準が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第 3 3 号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、公営住宅法が改正され、入居者資格について条例で定めることとなったこと、また、現在の入所者資格を継続することから所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

議第 3 4 号財産の取得について（(仮称)野洲第 3 こども園建設用地）についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画に基づき、平成 2 6 年 4 月開園を目標と定め、整備を進めております。(仮称)野洲第 3 こども園の建設用地として、小篠原字乃ぼ路内 1 9 7 番 1 ほか 1 0 筆、面積 5, 1 7 9. 3 平方メートルを 7 名の所有者から 9, 4 2 6 万 3, 2 6 0 円で取得するものであり、地方自治法 9 6 条第 1 項第 8 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第 3 5 号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、滋賀県市町村職員研修センターの助成団体である財団法人滋賀県市町村振興協会が公益財団法人に移行することに伴い、同センターの規約を改正するため関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、本規約は滋賀県知事の許可があった日から施行するものです。

議第 3 6 号市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲駅南口駅前広場整備事業において整備区間となっている、駅前広場から 1 つ目の駅前交差点までについて、現在の市道路線を廃止し、新たに一部県道を含めて市道認定することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、県道の一部区間を含めて市道認定を行うことについては、当該事業で活用する社会資本整備総合交付金において、整備区間を市道として位置づけておく必要があることによるものです。

以上、提案と説明とさせていただきます。

どうぞご審議よろしく申し上げます。

(日程第7)

○議長(田中良隆君) 日程第7、請願第1号環太平洋経済連携協定交渉に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。紹介議員からの請願趣旨の説明を求めます。

第11番、立入三千男君。

○11番(立入三千男君) ただいま議題になっております環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書の提出を求めることについて、説明をいたしたいと思います。文面の朗読をもって説明にかえたいと思います。

請願の趣旨及び理由。昨年11月11日に、野田総理大臣は記者会見において、環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉参加に向け、関係国との協議に入るとの方針を表明いたしました。この関係国との協議は、日本の交渉参加を前提としてアメリカが求めている事前協議と同じであり、事実上の交渉参加表明です。TPP交渉への参加は、農林水産業を初め医療、社会福祉、金融、保険等のサービスの自由化、食品、医薬品認可の安全基準等の国内制度の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活にはかり知れない影響を与えるものです。

しかしながら、国民に十分な情報を提示しないばかりか、国内での多くの反対の声を無視し、喫緊の最重要課題である東日本大震災の本格的復興がまだ進まない中での政府の交渉参加に向けた動きは、到底容認できるものではございません。

こうした我が国の将来にかかわる重要な課題を包含していることにかんがみ、TPP交渉への参加問題については、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要です。つきましては、地方自治法第124条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府及び関係機関に提出されるよう請願いたします。

#### 記

1、TPPによる影響を国民に詳細に情報開示することもなく、また、国民の総意を得ることができていない中で表明した、TPP交渉への参加方針は即時に撤回すること。



2、我が国の食料安全保障の観点から、必要な関税による国産の畜産品の保護や、だれもが等しく医療を受けるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重要な制度、仕組みを堅持する方針を明確にすること。

以上でございます。

何とぞ、議員各位にはご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、紹介議員の説明にかえさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時05分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。決議第1号坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 異議なしと認めます。よって、決議第1号坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、決議第1号坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、第10番坂口哲哉君の退場を求めます。

（除斥者退場）

○議長（田中良隆君） それでは、決議第1号について、提出者の説明を求めます。

第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） ただいま議長から報告がありました坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）を、朗読をもってご説明にかえさせていただきます。

坂口哲哉議員は、平成24年1月3日までの間に、北櫻、南櫻地区での各種集会において、参加住民に対し、8名の議員を名指しし、表題に「隠れ共産党＝対話の会」と事実無根のことを書面に記して配布及び暴言し、誹謗中傷した。同書面には、野洲市議会会派、野洲ネット、政友会、日本共産党野洲市議団の3会派が平成23年11月3日に結んだ政策に関する協定について、あたかも悪であるかのごとく、みずからの支持者を含む有権者に知らしめ、野洲ネット、政友会の構成議員8名及び日本共産党野洲市議団議員団を侮辱したものであります。さらに、このことは、我が国5大政党の1つである日本共産党も侮辱した行為であり、到底容認できるものではない。

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とうたっている憲法第19条では、思想を理由とする不利益な取り扱いを禁止し、また、思想を強制的に告発されたり、察知したりすることも禁止しており、坂口哲哉議員がとった行為は憲法にも違反しているものである。

坂口哲哉議員は、この事実無根の内容がうわさとして野洲市内を初め広範囲に広まることにより、8名の議員が著しく名誉を傷つけられたことを十分認識すべきである。

よって、野洲市議会は、坂口哲哉議員に対して、北櫻、南櫻地区を初めとするみずからの支持者及び有権者に謝罪し、即刻、環境経済建設常任委員長を辞任した上で、みずから野洲市議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議いたします。

平成24年2月29日。

議員皆さんにもよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田中良隆君） これより、決議第1号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、除斥議員の坂口哲哉君より、会議に出席して発言することを求められております。

お諮りいたします。地方自治法第117条ただし書きの規定により、坂口哲哉君が会議に出席して発言することを許可したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、坂口哲哉君が会議に出席して発言することを許可することに決定いたしました。

坂口哲哉君の入場を許可します。

（除斥者の入場・着席）

○議長（田中良隆君） 坂口哲哉君が会議に出席して発言することについて、ただいま議会の同意が得られましたので、坂口哲哉君の発言を許します。

第10番、坂口哲哉君。

○10番（坂口哲哉君） 10番、坂口哲哉でございます。今般、私に対し、提出者3名、賛成者8名により提出された辞職勧告決議（案）について申し上げます。

1月1日に南櫻、1月3日に北櫻に、地元であります皆様に配布した文書の表題に「隠れ共産党＝対話の会」と不適切な文言を用いたことによって誤解を招いたことに関し、関係者の皆様に不愉快な思いを与えたことに対し、深くおわびを申し上げます。

ただ、この表現は市民の多数の方からお聞きした言葉を記載したものでございます。内容については、昨年11月4日に行われた市議会役員選挙の直前に、野洲市議会会派、野洲ネット、政友会、日本共産党野洲市議会議員団の3会派で結ばれた政策に関する協定書をそのまま転載したものであり、関係議員を誹謗中傷したものではありません。言われるように、今後、南櫻、北櫻の皆様を初め、支持者、支援者及び有権者の皆様に今回のてんまつを報告してまいります。

このたびは、議員各位、議会関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを、この場をお借りしておわび申し上げます。今後は、なお一層切磋琢磨し、市民福祉の向上のために活動してまいります所存でございます。今後とも、よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の弁明といたします。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（田中良隆君） 発言が終わりましたので、坂口哲哉君の退場を求めます。

（除斥者退場）

○議長（田中良隆君） 次に、決議第1号について討論を行います。討論はございませんか。

暫時休憩をいたします。自席のそのままでお待ちをいただきたいと思います。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次発言を許します。

まず第11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） 11番、立入でございます。ただいま議題になっております

決議第1号坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）に対して、反対の立場で討論を行いたいと思います。

本件の原因となった文書については、ただいまも本人の弁明にもあったとおりでございまして、その表題において、また文中でも一部不適切な文言表現がされており、関係議員の多くの皆さん方には大変なご迷惑をおかけしたということに対しまして、会派を代表いたしまして深くおわびを申し上げたいと思います。

本市議会におきましては、開かれた議会、議会改革の一環として、昨年4月1日に野洲市議会基本条例を施行したところでございまして、議会改革特別委員会での議論も得ず、坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）が提出されたことは、まことに残念でございます。ご承知のように、議員辞職勧告決議案は、仮に過半数が議決されても、本人が応じなければ法的拘束力を持ちません。議会においては、議決の重さを問われかねない問題でございます。議員各位には慎重な判断をされるようお願いを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 8番、丸山敬二です。ただいま議題となっております決議第1号につきまして、賛成の立場から討論を行います。

先ほど趣旨説明がございましたけれども、追加的にはなるんですが、日本国憲法第3章の国民の権利及び義務、この中の第11条のところに、基本的人権のことがうたわれております。「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」このようにうたわれております。先ほどの信条の自由に加え、本人はこの基本的人権も侵しているものであります。

さらに、平成23年4月1日施行の野洲市議会議員政治倫理条例は全会一致で制定されたものであり、当然、坂口哲哉議員も賛成をしております。にもかかわらず、全くこの倫理というものが頭になく、このような行為に及んだことは、条例にも違反をされており、到底許されるものではありません。先ほどの弁明の中では、常任委員長を辞任するという言葉はありませんでしたけれども、即刻常任委員長を辞任して正常な議会運営をやっていたきたい、このように思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第20番、河野司君。

○20番（河野司君） 第20番、河野でございます。ただいま議案となっております坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）に対して、反対の立場で討論を行いたいと思いません。

本来、このような辞職勧告決議案を提出する場合、当該議員が逮捕、起訴もしくは有罪判決が下されたときに行われるケースがほとんどでございます。このような決議案は、議員の不祥事に対する議会の意思表示であるという一面もございますけれども、法的明文もないまま、議会において、住民が直接選挙によって選んだ議員を同僚議員が辞職勧告決議で辞任を求める行為は越権行為であると考えます。当該議員におきましては、先の弁明の中でも申されましたけれども、不適切な文言で誤解を与えたことについて十分に反省をされ、このような事態に至ったことを重く受けとめられておられます。

これらのことをかんがみ、今後の議員活動に私としては期待をしたいと考えます。これ以上は、次期選挙におきまして有権者の皆様の判断でその適否が示されるべきでございます。議会において進退問題を議決すべきでないと考えます。

また、我々議員は市民全体の代表でございます、大きな視野を持ち、また寛大さも持たなければなりません。

以上、反対討論とさせていただきます、議員各位の皆様の良識ある判断をお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子） ただいま議題となっております坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）についての賛成討論をします。

今、坂口議員から弁明がありました。1月1日に、また1月3日に、北櫻、南櫻で配布をしたと。この内容は、議員の役選に関して3会派が締結した協定書をそのまま出したものであると。その表題に「隠れ共産党＝対話の会」という見出しをつけたということに対して、ここでおわびをされるんだったらわかるんですが、その次に言われたのが、これは多数の市民の声を出したものであって、誹謗中傷をしたものではないということを弁明で言われました。行った行為に対して、反省の弁というものではありませんでした。こういう状況では、とても納得できるような内容ではありません。

言うまでもなく、民主的な議会を目指して議員間、会派で共同行動をとるということは起こり得ることで、国会においてもそうですし、県会においてもそうです。そういった行動をとって、協定書そのものに対して何か文句を言われるんならばですが、その表題に「隠

れ共産党＝対話の会」という、こういうふうな予断と偏見に基づいて市民に誤解を与える悪意を持った行為ということにほかならないのではないかと思います。これはやはり、野洲ネット、政友会及び日本共産党に対しての誹謗中傷であり、名誉を著しく毀損されたという、それは当然のものではないかと思います。

2つ目に、この間、議会運営委員会でいろいろと話が出されたようであります。市議会でこのような決議がされれば、これまで議会改革を進めてきた議会なのに、市議会は何をしているのかというようなことが言われたと聞いております。一見そのような主張もあるかと思いますが、しかし、事の本質は、この2年間議会全体で進めてきた議会改革、その一員である議員の方がされた行為は、反する内容でないかと思います。当然、批判は免れないんじゃないでしょうか。

今、反対討論の中で、会派代表で議員に迷惑をかけたのでおわびをするということもおっしゃいましたけども、また、もう一人の方は越権行為というふうな形で、これも本当にまた挑戦的などと言いましょか。今そういう議会改革を進めていって、議員がやはり市民に託された内容の問題を議論していかなければならないということで、せっかく進めている中で、このような文書でもって市民に配布をしていくというふうな行為は許すことができません。

寛大にということをおっしゃいましたけども、やはり事が事だけに見過ごすことができないということで、この決議案に対しての賛成討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第2番、梶山幾代君。

○2番（梶山幾代） 2番、梶山幾代でございます。坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）について、反対の立場で、私の考えを述べさせていただきます。

今、野洲市議会は議会基本条例を制定し、開かれた議会、信頼性のある議会を目指し、県下に先駆け議会報告会を実施し、一步一步前進している議会であると思っております。議会報告会では、議員の資質向上との声もあり、緊張高まる中、全議員が一丸となって市民の付託に応じていこうとしているときに、このような決議案が出され、とても残念な思いがいたします。

この件は議員と議員の問題であります。双方が徹底した話し合いを持たれるべきだったと思います。また、この決議案が出される前に、議員間での十分な議論が必要だったのではと感じております。

私たち議員は、平成21年10月18日、市民の厳粛な信託を受けた20人です。

20人の議員が、市民の福祉向上のために、お互いが切磋琢磨し、付託にこたえていくことが最も重要だと思います。議会改革を進めている野洲市議会として、坂口議員に対し議員辞職を勧告することが、議会また市民にとってプラスになるとは到底考えられず、この決議案には賛同できないものであります。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

決議第1号坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立多数であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

坂口哲哉君の入場を許可します。

（除斥者の入場・着席）

○議長（田中良隆君） 第10番、坂口哲哉君に申し上げます。坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）は、起立多数により可決されましたのでお伝えをいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明3月1日から3月6日までの6日間は議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 異議なしと認めます。

よって、明3月1日から3月6日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月7日は午前9時から議案質疑及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。（午前11時02分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 2月29日

野洲市議会議長                    田 中 良 隆

署 名 議 員                    西 本 俊 吉

署 名 議 員                    立 入 三 千 男